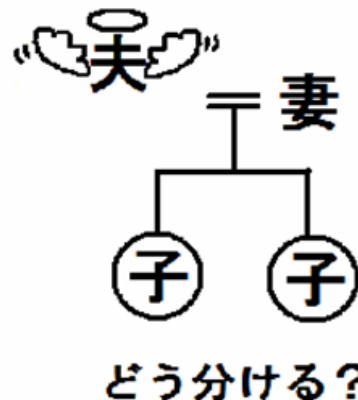
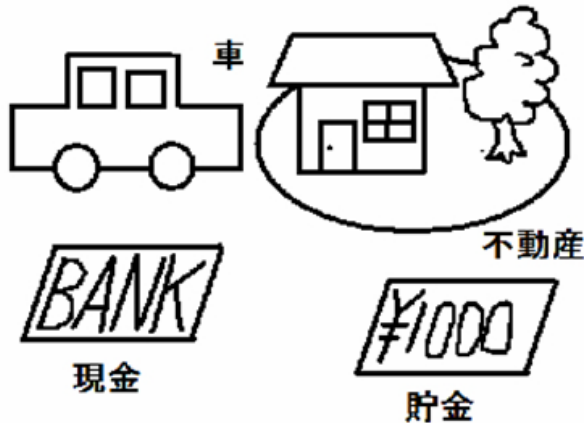


相続による名義変更（相続登記）はお早めに



例えば…



亡くなられた方の財産をどうするか？というのはいつの時代でも悩みが尽きないものです。たいていの場合、亡くなられた方が残される財産は上記のようなものがあるかと思いますが、できれば不動産の名義変更を先にされるとよいかと思います。

～必要なもの～

◇ 亡くなった方の戸籍

(車の名義変更、銀行預金の引き落としにも使えます)

◇ 遺産分別協議書 (車の名義変更で使えます)

◇ 印鑑証明書

◇ 住民票

◇ 遺族の戸籍抄本

**戸籍の収集,遺産分別協議書の作成は司法書士へお任せ下さい!**

この2点はその他の手続きでも使うことができますので、収集及び作成は司法書士にお任せいただくと簡単です。



# 業 務 案 内



## 不動産登記

土地を買った！家を建てた！  
土地をもらった！  
住宅ローンを払い終わった！  
相続で名義を変更したい！

## 商業登記

会社を起業した！  
社長になった！  
取締役になった！  
本店を移転した！  
資本金を増やした！減らした！

## 裁判書類作成業務

訴えられて裁判所から書類がきた？  
訴えたいが、書類の書き方が分からない？

## 相談業務

誰が相続人かわからない？  
相続財産でもめている…  
遺言を残しておきたい！

## 成年後見業務

認知症になった家族の財産はどうすればいいの…？



何か気になることがございましたらお気軽に事務所にお越しく下さい。



お電話でもかまいません、お待ちしております。初回相談料は無料です。

